

国立女性教育会館ボランティア受入要項

1 趣旨

この要項は、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）においてボランティア活動を行う者の受け入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要項において、「国立女性教育会館ボランティア」とは、利用者及びボランティア自身の多様な生涯学習を促進すると共に、利用者への質の高いサービスの提供と他機関・団体等との連携協力のための活動を行う者をいう。

3 受入の方針

- (1) 利用者の多様なニーズに対応し、事業運営の活性化を図ることを目的として、責任あるパートナーとしてボランティアを受け入れる。
- (2) 利用者への質の高いサービスをめざすため、会館資源を活用した自主的な活動を行えるよう支援する。
- (3) 会館におけるボランティア活動の成果を地域・社会へ普及・還元できるよう支援する。

4 活動の内容

活動内容は、次のとおりとする。詳細については別途定める。

- (1) 利用者の学習を支援する活動
- (2) 会館の運営協力に関する活動
- (3) 利用者拡大のための活動
- (4) 地域との連携、ネットワークの形成に関する活動

5 登録・委嘱・継続・変更・取り消し

- (1) 新規登録について
 - ① 会館は、原則として、年間4回の登録説明会において、希望者に対して研修・面談を実施し、委嘱の決定、登録を行うこととする。
 - ② なお、出席できなかった希望者についても随時希望を受け付け、研修・面談を行った後、委嘱の決定、登録を行う。
- (2) 提出書類
 - ① 「ボランティア登録カード」
 - ② 「口座振込依頼書」
 - ③ 「ボランティア活動内容希望表」
- (3) 委嘱期間（令和3年度から委嘱を受けた方は5年間）
委嘱期間は、委嘱の決裁日より令和7年度末までとする。
- (4) 活動回数と継続の意思確認について
原則として、1年間に4回以上の活動実績があることとする。毎年度末までに4回以上の活動実績がない場合は、次年度以降の活動の意思確認をすることがある。
- (5) 変更及び取り消しについて
 - ① 登録内容の変更についてはボランティア担当職員に申し出ることによって追加・変更することができる。
 - ② 会館及びボランティアは、年度途中で諸般の事情により、登録を取り消すことができるものとする。

6 会議、研修等

- (1) 会館は、登録者のボランティア活動に関する希望の把握と、各分野のボランティア活動への理解を促すために、年度当初に「オリエンテーション」を実施し、利用者への質の高いサービスの提供・充実を図る。

- (2) 全国から多数の参加者が集う「男女共同参画推進フォーラム」をボランティア活動に必要な基礎的な研修と位置づけ、原則として登録者は本フォーラムに参加することとする。
- (3) 会館は、ボランティア活動の円滑な実施を図るため、年に4回「ボランティア連絡会議」等を開催する。
- (4) 会館は、知識・技術の向上等を目指したボランティア活動に必要な研修等を行うこととする。

7 ボランティア支援体制

- (1) 登録及び会議、研修関係等の事務は、各課・室の担当者が行う。
- (2) ボランティア担当者として事業課専門職員1名、各課・室から最低1名ずつの担当をおく。
- (3) ボランティア連絡会議・研修等の企画・コーディネートについては、事業課専門職員が行う。
- (4) 活動に関する連絡・調整・研修・オリエンテーションについては、各課・室の担当者が行う。
- (5) 事業等におけるボランティアへの依頼及び説明は、関係課・室の事業の担当職員が行う。

8 自主活動の促進

- (1) 会館は、利用者拡大に向けたボランティアの自主活動に対してプログラム相談や活動条件の整備等、その学習・活動を支援する。
- (2) ボランティア相互の活動・学習・連絡及び親睦のため、自主的なグループを作った場合、「自主グループ登録カード」の提出をもって、活動状況を把握する。
- (3) 「ボランティアルーム」は、ボランティア活動を行っている個人やグループが、相互の連絡や情報交換により交流を図ったり、活動のための作業を行ったりする等の目的で使用ができるワークスペースとして共有する。

9 交通費等経費

- (1) 会館が依頼する活動及び研修については、交通費を負担する。提出されたボランティア活動日誌をもとに、会館の規程により上限を3,000円とする予算の範囲内で支弁する。
- (2) 利用者が依頼する活動については、会館がボランティアを紹介し、活動に係る費用については、原則として利用者の負担とする。

10 広報

- (1) ボランティア募集については近隣市町村及びその教育委員会・社会福祉協議会、大学・高等学校等へ広く募集する。
- (2) ボランティアの活動内容・活動状況について、ヌエックメルマガ、ホームページ及び掲示等により広報する。

11 その他

- (1) 主催事業によっては、ボランティアの傍聴を受け入れることもある。
- (2) 登録時にはボランティア保険についての案内を行う。

附 記

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、令和3年4月1日から実施する。